

平成25年4月1日
関東森林管理局

関東森林管理局における造林事業及び素材生産事業の総合評価 落札方式の評価基準の改正について

関東森林管理局では、造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式における評価基準について一部改正したのでお知らせします。

1 配置予定技術者（現場代理人）の事業経験

入札公告で示す同種事業に現場代理人として従事経験（過去15年間のうち1つでも現場代理人としての従事経験）がある者を配置予定の現場代理人として申請した場合は、配点を加点することとしました。

なお、現場代理人以外（技能者、作業員）のみの従事経験しかない者を配置予定の現場代理人として申請された場合は、配点の加点はありません。

2 配置予定技術者（現場代理人）の継続教育（CPD）

これまで配置予定の現場代理人として申請された者全員が過去1年以内に継続教育の取得ポイントがある場合のみ配点を加点していましたが、申請された者の半数以上の者に過去1年以内に継続教育の取得ポイントがある場合は配点を加点することとしました。

3 上記の適用時期

平成25年4月1日以降入札公告するものから適用します。

問い合わせ先 関東森林管理局
総務部経理課 契約適正化専門官
(電話：027-210-1149)